

快 適 生 活 応 援 情 報



要支援または要介護の方が住まわれているご家庭の皆さん！

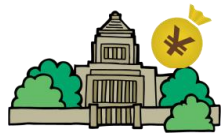
※要支援・要介護認定を受けていない方でもご相談下さい。

介護保険を利用して住宅改修してみませんか？



手摺りを付けたり段差を無くしたいけど、そんなお金が無いよ

介護保険が適用されると、**20万円**掛かる工事が**1割負担の2万円**で出来ますよ



●介護保険の住宅改修費支給制度
支給対象工事費の9割相当額が償還
払いで支給されます。
支給限度基準額**20万円**の9割**18万円**
が**上限**です。

介護保険が適用される工事
の種類は下の図を参考にし
て下さい



介護保険が適用される住宅改修の種類

1. 手すりの取付け
2. 床段差の解消
3. 滑りの防止、移動の円滑化などのための床材の変更
4. 引き戸などへのドアの取替え
5. 洋式便器等への便器の取替え
6. その他これらの工事に附帯して必要な工事

工事の内容次第で県のリフォーム補助金との併用が可能です！

たとえば浴室の段差解消で申請を行い、浴室リフォーム工事代金が120万円とした場合…



浴室リフォーム工事内訳

工事代金	1,200,000円
介護保険	-180,000円
+ 県補助金	-120,000円
総 額	900,000円



●秋田県 住宅リフォーム推進事業
増改築・リフォーム工事に対し補助
対象工事費の**10%**最大**15万円**の補助
が受給出来ます。

30万円の工事費用が軽減します！
プランのご提案・お見積りは無料
ですので当社にご相談下さい

